

### ◎福祉・介護職員処遇改善加算 支給概要

※福祉・介護職員の常勤及び非常勤職員

- ①賞与時において特別手当の一時金 5,000円以上
- ②毎年7月～翌年6月まで 特別手当として月額 5,000以上の加給
- ③基本給の昇給時に昇給分に対して処遇改善加算を充当する  
・金額は職種、勤務状況に応じて各人ごとに査定決定する

### ◎福祉・介護職員等特定処遇改善加算 支給概要

※ 勤続10年以上の介護福祉士等の資格を持っている常勤職員

(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士)

※ サービス管理責任者・児童発達管理責任者の職務を行っている常勤職員

※ 支援業務及びその他の職種に従事している職員

上記 人材選定内容を踏まえ 下記特定処遇改善を行います

- ① 特別手当として月額 3,000円～10,000円の加給  
経験・技能のある障碍福祉人材は月額10,000円の引き上げ
- ② 非常勤職員・アルバイト・ガイドヘルパーの時給の昇給
- ③ 賞与時における特別手当の一時金 5,000円以上  
・金額は職種、勤務状況に応じて各人ごとに査定決定する